

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）新旧対照表

改正後	現行
<p>(罰則)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第1号、第3号又は第5号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第6号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p>	<p>(罰則)</p> <p>第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第1項の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第1号、第3号又は第5号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 第22条第2項又は第23条の規定に違反した者</p> <p>(2) 第24条の規定に違反して同条第6号に掲げる行為をする場所を提供し、又は周旋した者</p>